

箕輪町環境にやさしい農産物促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 9 月 1 日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町環境にやさしい農産物促進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は町内での環境にやさしい農産物の栽培を促進するために、生産者等が、箕輪町農産物直売所に農産物を販売する際に要する経費の一部を予算の範囲内において交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和 55 年箕輪町規則第 21 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 環境にやさしい農産物とは、環境に配慮した農法で栽培されたものを行い、その基準を別表に定め、かつ、町の認証を受けた農産物とする。

(申請の手続)

第 3 条 認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕輪町環境にやさしい農産物認証申請書（様式第 1 号）を作成し、町長に提出するものとする。

(認証の交付)

第 4 条 町長は、前条の申請があったときは、第 2 条に規定する基準によりその内容を審査し、適合すると判断した者について認証し、箕輪町環境にやさしい農産物認証書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象者)

第 5 条 補助の対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内に本店のある法人。
- (2) 前条で定めた認証を受けた者。
- (3) 箕輪町農産物直売所で認証を受けた農産物を販売している。
- (4) 町税等に滞納がない者。

(補助対象経費)

第 6 条 補助の対象となる経費は、箕輪町農産物直売所で販売した環境にやさしい農産物を販売する際に納めなければならない利用料金とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第 7 条 補助を受けようとする者は、町長が定める期限までに箕輪町環境にやさしい農産物促進補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第 3 号）を町

長に提出しなければならない。

（補助金の申請対象期間・申請期日）

第 8 条 補助金の申請対象期間・申請期日は、別表 2 のとおりとする。

（補助金の確定及び交付）

第 9 条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、当該申請した者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 町長は、補助決定者が偽りその他不当な手段により補助金の交付決を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、返還させることができる。

別表 1

| 対象農産物          | 栽培条件                    | 栽培基準                                      |
|----------------|-------------------------|-------------------------------------------|
| 野菜類<br>（豆類を含む） | 栽培期間中右記すべての項目に取り組むこと。   | 減化学肥料栽培（長野県の慣行レベルのおおよそ 3 割以上減）に取り組んでいること。 |
|                |                         | 栽培履歴を記録していること。                            |
|                | 栽培期間中右記のいずれかの項目に取り組むこと。 | 町内の畜産農家が生産する完熟堆肥を使用していること。                |
|                |                         | 自作の有機肥料を使用していること。                         |
|                |                         | 緑肥（リビングマルチ・カバークロップ等）をすきこんでいること。           |
|                |                         | バイオ炭を使用していること。（農林水産省の施用上限以下であること。）        |
|                |                         | 上記に準ずる化学肥料低減の取り組みを実施していること。               |

別表 2 （第 8 条関係）

| 区分      | 申請対象期間          | 申請期日   |
|---------|-----------------|--------|
| 第 1 四半期 | 4 月分から 6 月分まで   | 7 月末日  |
| 第 2 四半期 | 7 月分から 9 月分まで   | 10 月末日 |
| 第 3 四半期 | 10 月分から 12 月分まで | 1 月末日  |
| 第 4 四半期 | 1 月分から 3 月分まで   | 3 月末日  |